

●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を香川県指定有形文化財に指定する。

令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
銅鐸 綾川町陶内間出土 1口	坂出市本町一丁目1番24号	公益財団法人鎌田共済会